

## 大津市市道愛称選定要領

### (目的)

第1条 主要な道路に愛称を定め、利用者にとってわかりやすい道路とし、植樹、修景施設、歩道等の道路環境を整備することにより、道路に対する愛着や理解を深め、もって道路整備促進の一助とする。

### (対象とする路線及び区間)

第2条 愛称を定める路線は、市内の次のいずれかの要件に該当する路線から選定する。

- (1) 道路新設改良を行う路線または完成した路線
- (2) まちづくり委員会、自治会等から要望のあった路線
- (3) 道路整備促進委員会等で要望のあった路線
- (4) 旧街道名、通り名のある路線は、原則として現状の呼び名を尊重し、対象路線としない。

2 愛称を定める区間は、道路の起終点間または主要な道路との交差点間とする。

### (愛称の募集)

第3条 愛称は、公募する。

### (公募方法)

第4条 公募は、応募はがきまたは官製はがき、電子メール、FAXに愛称、住所、氏名、電話番号などを記載し、応募する方法により実施する。

### (道路愛称の選考方法)

第5条 愛称名は、公募した作品のうちから、市道愛称選定委員会にて選定する。ただし、選定された愛称が抽象的であった場合、委員会において地域を特定する文言等を追加できるものとする。

### (記念品及び参加賞)

第6条 道路愛称名採用者には記念品を贈呈する。

### (標識板および案内板の設置)

第7条 道路管理者は、決定した道路愛称名を市民および利用者に対して周知するため、当該道路に標識板および案内板を設置する。

### (広報)

第8条 道路愛称の応募方法および命名された道路愛称名を周知徹底するために、大津市ホームページ、大津市広報に掲載し、必要に応じポスター・パンフレット等の作成、配布等による広報を行う。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年7月26日から施行する。